

令和6年度「工業系ものづくり分野における販路開拓実証等事業」の質問回答

No.	資料名	項目	質問	回答
1	公募要領 (工業系_販路)	2. 事業内容 (1) 対象事業者	過去支援の事業者の業種、また今年度(令和6年度)の想定業種(中分類レベルでも可能)について、可能な範囲で公表いただくことは可能か	過去の支援事業者は、以下の業種が主だった支援対象業種 令和6年度も同様の対象事業者を想定しております。  製造業(金属製品製造業、はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、木材・木製品製造業(家具を除く)、化学工業、その他の製造業) 情報通信業(ドローン関連事業) 等 ※日本標準産業分類一覧表参照
2	公募要領 (工業系_販路)	2. 事業内容 (3) 実施内容 ① 販路開拓等に関する戦略づくり	10社支援について、それぞれ戦略作りをご支援しながらも、支援事業者から要望があれば、原則営業の伴走も行うものという認識で間違いはないか	間違いございません。
3	公募要領 (工業系_販路)	2. 事業内容 (3) 実施内容 ① 販路開拓等に関する戦略づくり	『定型フォーマットは原則として当機構が指定したものを使用すること』について 個別訪問の際に活用されていた定型フォーマットの項目を事前に公表いただくことは可能か	受託先候補確定後に提示を想定しております。
4	公募要領 (工業系_販路)	2. 事業内容 (4) 事業実施状況の報告	『定期的に事業の進捗状況と成果報告の確認を行ったうえで、当機構及び経済産業省に報告すること』について METIへの報告タイミングや回数の想定はあるか。(中間・最終の2回など)	月次定例会議や四半期ごとの課題共有を想定しております。
5	公募要領 (工業系_販路)	2. 事業内容 (6) 事業内容の引継ぎ	過去の訪問データは受託後、原則として受領可能という認識で良いか	受託先候補確定後に現状の受託先より、過去訪問データ含めて引継ぎを実施することを想定しております。
6	契約書条文	現地調査 第21条	弊社ではどなた様も基本的には執務室への立入りは受け入れられないので、同事務所内の会議室等に資料を持参して見て貰うことになるが問題ないか	問題ございません。